

愛知県立大学第一種学資金返還免除候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条第2項に規定する独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）の大学院第一種学資金（以下「第一種学資金」という。）に係る返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考及び推薦に関し、必要な事項を定める。

(候補者)

第2条 候補者は、本大学院において第一種学資金の貸与を受けている学生で、免除を受けようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者のうち、研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における研究活動等に関する業績が特に優れていると認められる者とする。

(委員会の構成、定足数及び議決方法)

第3条 候補者の選考を行うため、本学に愛知県立大学第一種学資金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 国際文化研究科長
- (4) 人間発達学研究科長
- (5) 看護学研究科長
- (6) 情報科学研究科長
- (7) 入試・学生支援センター長
- (8) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

7 委員会が必要と認める場合は、委員以外の教員を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わることはできない。

8 この条に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(評価項目及び評価基準)

第4条 選考は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第36条に定める専攻分野に関する次の業績を総合的に評価して行う。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 発明
- (5) 授業科目の成績
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツの競技会における成績

(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

(10) その他支援機構が定める業績

2 前項に規定する業績の評価に関する基準は別表のとおりとし、博士前期課程については別表1を適用し、博士後期課程については別表2を適用するものとする。

3 愛知県立大学第一種学資金返還免除候補者の選考は、評価基準により得られた得点の合計点により行う。

(手続)

第5条 第一種学資金返還免除を希望する者(以下「申請者」という。)は、学長が別に定める期日までに、業績優秀者返還免除申請書(様式1)に業績を証明する書類を添えて、国際文化研究科長、人間発達学研究科長、看護学研究科長又は情報科学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

2 研究科長は、奨学規程(平成16年独立行政法人日本学生支援機構規程第16号)第47条第2項の規定に基づき学内外における業績を総合的に評価した上、業績優秀者返還免除申請書に次に定める書類を添えて、入試・学生支援センター長に提出するものとする。

(1) 推薦理由書(様式2)

(2) 推薦名簿(様式3)

(3) 成績証明書

(4) 優れた業績を証明する資料

3 入試・学生支援センター長は、研究科長から提出された前項の書類に基づき、研究科長並びに国際文化研究科、人間発達学研究科、看護学研究科及び情報科学研究科が選出する教員各1名と協議の上、申請者に推薦順位を付した選考原案を作成するものとする。

4 入試・学生支援センター長は、学長が別に定める期日までに選考原案を委員会に提出するものとする。

5 委員会は、選考原案に基づき申請者の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮して審議を行い、候補者の選考及び推薦順位を決定する。

(支援機構への推薦)

第6条 学長は、委員会の議に基づいて、支援機構に候補者として推薦するものとする。

(推薦の取消し等)

第7条 推薦された者が、愛知県立大学大学院学則第38条により、懲戒処分を受けた場合又は申請について虚偽の事実が判明した場合は、委員会の議を経て、学長がこれを取り消す。

2 前項の規定により推薦を取り消した場合は、速やかに候補者の次点の者を推薦する。

(候補者の選考及び推薦に係る事務)

第8条 候補者の選考及び推薦に係る事務は、学生支援課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月5日から施行する。
- 2 改正後の規程は、平成31年度入学者から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。